

6. 奈良県消費生活条例第十四条第一項の規定による 不当な取引行為の指定

平成十八年三月三十一日
奈良県告示第六百九十四号

平成三年六月奈良県告示第百三十号（奈良県消費生活条例第十二条第一項の規定による不当な取引行為の指定）の全部を次のように改正する。

一 契約締結の勧誘に係る不当な取引行為

1 消費者を欺き、又は消費者に迷惑を及ぼして接触し、勧誘する行為

(一) 販売の意図を隠した勧誘

商品等の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売以外のことを主たる目的であるかのように告げて消費者に接近し、又は郵便、電話、広告等で同様の方法を用いて消費者を誘引すること。

(二) 消費者の意に反した勧誘

消費者がはり紙による表示その他の方法により訪問販売等に係る勧誘を拒絶する意思を表明しているにもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、消費者の住居、勤務先その他の場所を訪問し、又は電話すること。

(三) 電気通信手段を使用した不当な勧誘

商品等に関し、消費者が電気通信手段を使用して通信する広告宣伝の提供を受けることを希望しない旨を表明しているにもかかわらず、又はその意思を示す機会を与えることなく、一方的に広告宣伝を反復して送信すること。

(四) 早朝、深夜等の電話又は訪問による勧誘

消費者の意に反して早朝、深夜等の社会通念に照らし不相当と認められる時間帯に電話し、又は訪問すること。

(五) 不適正に入手した情報を利用する勧誘

消費者の個人情報又は過去の取引に係わる情報を不適正な方法で入手し、消費者の意に反する契約の締結の勧誘に利用すること。

(六) 商品を一方的に送りつける勧誘

消費者からの要請がないにもかかわらず、商品を送りつけ、返送等をしなければ契約が成立したものとして扱う旨の表示を行うこと。

2 消費者が契約に関する事項を正確に認識することを妨げる行為

(一) 法令等による義務と誤認させる勧誘

商品若しくは役務又はこれらの提供を受ける権利（以下「商品等」という。）の設置、購入又は利用が法令等により義務づけられているかのように説明すること。

(二) 身分を誤認させる勧誘

自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人等の職員と誤認させ、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人等の許可、認可、後援等を得ているかのように誤認させる言動等を用いること。

(三) 契約の主要な事項について誤認させる勧誘

商品の内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような説明を行い、又は商品等又は契約に関する主要な事項について、必要な情報を提供せず、故意に事実を告げず、若しくは不実のことを告げること。

(四) 断定的判断の提供による勧誘

商品等又は契約に関する主要な事項に関し、将来における変動が不確実な事項について断定的な判断を提供すること。

(五) 過去の取引の情報を悪用した勧誘

商品等に関し、消費者が従前にかかわった取引に関する情報を利用して、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げること。

(六) 消費者の判断力等の不足に乗じる勧誘

未成年者又は高齢者等の知識、経験、判断力等の不足に乗じること。

3 消費者の自由な意思形成を妨げる行為

- (一) 心理的不安をあおる勧誘
消費者の不幸を予言し、健康又は老後の不安をことさらあおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いること。
- (二) 正常な判断ができない状態に陥らせて行う勧誘
主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で提供することにより、消費者を正常な判断ができない状態に陥れること。
- (三) 心理的負担に乗じる勧誘
商品等を販売する目的で、無料検査、親切行為その他の無償の役務提供を行い、これによる消費者の心理的負担を利用すること。
- (四) 執よう又は脅迫的な言動等による勧誘
消費者に対し、執ように又は威圧的若しくは脅迫的な言動等を用いて消費者を困惑させること。
- (五) 道路その他の場所における執ような勧誘
道路その他の場所において消費者を呼び止め、又は電話等で消費者を呼び出し、消費者の意に反してその場で又は営業所等へ誘引して、執ように勧誘すること。
- (六) 資金調達を強要する勧誘
商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、又は要請に比べて過大に、貸金業者等からの借入その他の信用の供与を受けることを執ように勧誘すること。

II 契約の内容に係る不当な取引行為

1 虚偽内容の契約書を作成し、又は契約を締結させる行為

- (一) 虚偽の内容の記載をさせる契約
商品等の販売に際し、消費者の年齢、収入、職業その他契約を締結する上で重要性を有する事項について虚偽の内容を記載させること。
- (二) 事業者名等の不明示又は虚偽の内容を記載した契約
商品等の販売に際し、事業者の氏名、名称、住所等について明らかにせず、又は虚偽の内容を記載すること。
- (三) 消費者が合意した内容と異なる契約
消費者が購入の意思表示をした内容と異なる商品等を記載して、消費者に不当な不利益をもたらすこと。
- (四) 消費者の意に反したクレジット契約
商品等の購入資金に関して、消費者の同意がないにもかかわらず、消費者を欺き、消費者の名義を使用して、その意に反する債務を負担させるようなクレジット契約を締結させること。

2 消費者の状況に不適合な内容の契約を締結させる行為

- (一) 不当な過大販売又は長期契約
消費者にとって不当に過大な量又は不当に長期にわたる商品等の購入を内容とする契約を締結させること。
- (二) 過剰与信と一体となった契約
商品等の購入に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした契約を締結させること。
- (三) 過剰与信契約
与信が消費者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させること。
- (四) 異常に高額又は不適合な内容の契約
商品等の販売に際し、契約の内容に照らし、通常の価格に比して異常に高額な価格を定める内容の契約又は消費者の知識、経験、財産及び年齢に照らして不当な内容の契約を締結させること。
- (五) 不当な取引行為と一体となった与信契約
商品等を販売する事業者等の行為が不当な取引行為に該当することを知りなが

ら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある事業者を適正に管理していれば、そのことを知り得たにもかかわらず放置し、与信契約等を締結すること。

3 消費者に不当に不利益な内容の条項を含む契約を締結させる行為

(一) 消費者の利益を不当に制限する契約

法律の規定が適用される場合に比して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させること。

(二) 不当な違約金等を定める契約

契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に異常に高額又は高率な負担を求める内容の条項を設けた契約を締結させること。

(三) 不当な裁判籍を定める契約

契約に関する訴訟について、消費者に著しく不利な裁判管轄を定めた条項を設けた契約を締結させること。

(四) 不当な免責条項を定める契約

債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は瑕疵に係る事業者の補修責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させること。

(五) 消費者に不当な責任を負わせる契約

クレジットカード、会員証等、商品の購入又は役務等の提供を受ける際の資格を証するものが第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させること。

(六) クーリング・オフを不当に制限する契約

クーリング・オフの権利（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四条の四第一項並びに特定商取引に関する法律（昭和三十五年法律第五十七号。以下「特商法」という。）第九条第一項、第二十四条第一項、第四十条第一項、第四十八条第一項及び第五十八条第一項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利その他法令の規定により認められた権利でこれに類するものをいう。以下同じ。）の行使について、消費者に不利な内容の条項を設けた契約を締結させること。

(七) 中途解約を不当に制限する契約

消費者の中途解約権（特商法第四十九条第一項、同条第三項及び同条第五項に規定する契約を将来に向かって解除する権利その他法令の規定により認められた権利でこれに類するものをいう。以下同じ。）の行使について、消費者に不利な内容の条項を設けた契約を締結させること。

III 契約の履行に係る不当な取引行為

1 不当に債務の履行を強要する行為

(一) 威迫等不当な方法による債務の履行の強要

消費者を欺き、若しくは威迫し、又は正当な理由がないのに早朝若しくは深夜に電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、債務の履行を迫り、又は履行させること。

(二) 勤務先等への訪問等による債務の履行の強要

正当な理由がないのに、消費者の勤務先その他居宅以外の場所を訪問し、又は電話する等により債務の履行を迫り、又は履行させること。

(三) 金銭調達を強制した債務の履行の強要

消費者を欺き、若しくは威迫して消費者と金融機関等へ同行し、又は消費者をそそのかし、若しくは消費者に代わって預金の払戻しを受ける等により消費者に金銭を調達させ、債務の履行をさせること。

(四) 契約成立の一方的主張による債務の履行の強要

契約の成立について当事者間に争いがあるにもかかわらず、契約の成立を一方的に主張して強引に代金を請求し、又は支払わせること。

(五) 事業者名等の不実の表示による債務の履行の強要

氏名、名称、住所等について明らかにせず、若しくは偽って、又は電気通信手

段を使用して通信する広告等に主要な事実を故意に隠し、若しくは不実の表示をすること等により契約の成立を一方的に主張して、消費者等に債務の履行を迫り、又は履行させること。

(六) 心理的圧迫を与えることによる債務の履行の強要

消費者に対して、正当な理由がないのに、消費者に不利益となる情報を信用情報機関に提供する旨の言動を用いることにより、心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫り、又は履行させること。

(七) 支払い義務のない者への債務の履行の強要

消費者の関係人で法律上の義務のない者に、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力させること。

(八) 支払拒絶ができる者への債務の履行の強要

クレジット契約等において、商品等の販売を行う事業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払いを拒絶できる場合であるにもかかわらず電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を迫り、又は履行させること。

2 事業者の債務不履行等

(一) 債務の履行拒否又は履行遅延

契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し適切な処理をせず、いたずらに履行を遅延させること。

(二) 情報開示の拒絶

法令の規定等により消費者に認められている財務書類の閲覧権、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使、閲覧、開示等を拒むこと。

IV 解除権の行使等に係る不当な取引行為

1 消費者の権利を妨害する行為

(一) クーリング・オフの拒否等による妨害

消費者がクーリング・オフの権利を行使しようとする際に、これを拒否し、黙殺し、威迫し、又は術策等を用いることにより当該権利の行使を妨げて、契約の成立又は存続を強要すること。

(二) 口頭によるクーリング・オフへの不適正な対応による妨害

消費者がクーリング・オフの権利を口頭により行使しようとしたのに対して、あらかじめこれを認めておきながら、後に書面によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要すること。

(三) 商品の使用を誘導することによるクーリング・オフの妨害

消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で、その全部若しくは一部を使用し、又は消費したときはクーリング・オフの権利が行使できなくなる商品について、消費者にそれを使用又は消費させて、契約の成立又は存続を強要すること。

(四) 契約の成立又は存続の強要

消費者が正当な根拠に基づき契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しを申し出ようとする際に、不当にこれを拒否し、又は威迫して、契約の成立又は存続を強要すること。

(五) 中途解約権の行使の妨害

消費者が中途解約権を行使しようとする際に、不当にこれを拒否し、黙殺し、威迫し、又は術策等を用いることにより当該権利の行使を妨げて契約の存続を強要すること。

2 事業者の義務の不履行

消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しが有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由がないのに遅延させること。